

せいしんだいいちしょうがっこう  
きやく

# 清新第一小学校PTA規約

だい しょう そう そく  
**第1章 総 則**

- だい じょう  
**第1条** (1) この会は江戸川区清新第一小学校PTAを正式名称とし、清新第一小学校PTAと  
    しょう いこ ほんかい  
    称す。以後、本会とする。
- (2) 事務所を清新第一小学校（東京都江戸川区清新町1丁目4-19）内におく。
- (3) 本会の設立は、昭和59年3月1日とする。

- だい じょう  
**第2条** (1) 本会は会員の協力により学校・家庭・社会における児童の健全で幸福な成長を  
    もぐべき  
    はかることを目的とする。
- (2) 本会は、児童の校外生活にも深い関心と責任を持ち、生活環境を良くするための  
    かつどう つと  
    活動に努める。
- (3) 本会は、政治、宗教、並びに営利事業に一切関与せず、他のいかなる団体や  
    こじん しほい とうせい かんしょう う ほうしん  
    個人の支配、統制、干渉を受けない方針とする。

だい しょう かい いん  
**第2章 会員**

- だい じょう  
**第3条** 本会の会員は、清新第一小学校に在籍する児童の父母、又はそれに準ずる者と、本校に  
    きんむ きょうしょくいん  
    勤務する教職員とする。
- だい じょう  
**第4条** 会員はすべての平等の義務と権利を有する。
- ただ かいいん ぎけつけん こうし ひとかてい いっこ  
但し、会員の議決権の行使は一家庭あたり一個とする。
- だい じょう  
**第5条** 会員は会費を納めるものとする。

## 第3章 会計

第6条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第7条 本会の会費は、一家庭あたりの定額とし、総会において決定する。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第4章 役員

第9条 本会の役員、会計監査の定数は次の通りとする。

(1) 会長 1名(保護者より)。

(2) 副会長 若干名(保護者より3名以上、教職員より1名)。

(3) 書記 若干名(保護者より2名以上、教職員より1名)。

(4) 会計 若干名(保護者より2名以上、教職員より1名)。

(5) 会計監査 若干名(保護者より2名以上、教職員より1名)。

第10条 本会の役員、会計監査の選出。

年度内に選考委員会を設け、翌年度の役員、会計監査の選出を行う。(若干名に)

については、役員会で翌年度の定数の目標を決め、選考委員会にお願いするものとする)

第11条 役員、会計監査の任期は1年とし、その再任は妨げない。

役員は兼任しないものとする。

補充役員の任期は前任者の残留期間とする。

第12条 役員、会計監査の任務は次の通りとする。

(1) 会長 本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長の事故ある時はその任務を代行する。

(3) 書記 本会の議事を記録し、文書を保管し、会の庶務を行う。

(4) 会計 本会の収支・会計業務にあたり、本会の財産を管理し、決算を報告する。

(5) 会計監査 本会の決算を監査し、その結果を総会において報告する。

第13条 他薦でPTA本部役員となり、2年間活動された方は「学級連絡係」「選考委員」

「卒業対策委員」「登校時警備係」「わくわく広場係」「講師係」を免除する。

## 第5章 会議

本会の会議は、次の通りである。

第14条 総会

(1) 本会は、学級会議を基盤とし総会をもってその最高決議機関とする。

(2) 2月総会 当年度の活動報告及び次年度役員承認。

(3) 5月総会 前年度の決算承認、新年度の予算の審議。

(4) 臨時総会

会長が必要と認めたとき、又は会員の要求により一小ミーティングが認められたとき。

(5) 総会の定足数は全会員の5分の1とし、決議は出席者の過半数をもって行う。

但し、委任状をもって、定足数に充当することができる。

第15条 役員会、一小ミーティング。

(1) 役員会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。

(2) 役員会は本会の運営に必要な事項を審議する。

(3) 一小ミーティングは会長・副会長・書記・会計・会計監査・各学級連絡係

及び教職員の代表によって構成する。

(4) 一小ミーティングは総会に次ぐ審議決定及び執行機関である。

(5) 一小ミーティングの例会は年3～5回程度開催する他、必要に応じて会長が招集する。

(6) 一小ミーティングの議事は、出席者の過半数で決定する。

(7) 一般会員は、常に一小ミーティングを傍聴することができる。

## 第6章 付 則

第16条 本会の規約には、総会において出席者の過半数により改正することができる。

第17条 本会の運営に関して必要な細則は、一小ミーティングにおいて定める。

第18条 この規約は、平成19年3月13日より施行する。

## 細 則

### 第1条 役員及び会計監査の選出

#### (1) 選考委員の選出

1年生から4年生の各学級において選考委員を1名選出。

## (2) 選考委員の構成

選考委員会は次の人員により構成される。

- ・1年生から4年生の各学級より1名

- ・本部役員より2名

以上の中から互選により正副委員長を選出する。

## (3) 役員、会計監査の選出

- ・全会員より、役員、会計監査の候補を募る

- ・各候補者の選考

- ・2月総会で承認をうける

(4) 選考委員長として1年間活動された方は、次年度から2年間「学級連絡係」

「選考委員」「卒業対策委員」「登校時警備係」「わくわく広場係」「聴講係」を

免除する。

## 第2条 慶弔費

(1) 会員が死亡したときは、弔慰金、金1万円 をおくる。

(2) 児童が死亡したときは、弔慰金、金1万円 をおくる。

(3) その他、特別の場合は、必要に応じて役員会により決定する。

以上